（大臣官房）内閣府事務官　佐藤　正一
内閣府事務官（大臣官房）に転任させる
経済社会総合研究所経済統計情報システム分析官に配置換する
（株式会社地域経済活性化支援機構コンプライアンス室長）　角田　リサ
内閣府事務官（大臣官房）に採用する
大臣官房参事官に併任する（以上八月八日）
（国土交通省大臣官房付）　国土交通事務官　御手洗哲郎
内閣府事務官（参事官（国際担当）（政策統括官（防災担当）付））に併任する
（同）　同　喜多　功彦
内閣府事務官（参事官（国際担当）（政策統括官（防災担当）付））の併任を解除する（以上八月九日）
（総務省大臣官房付）　総務事務官　小谷　知也
内閣府事務官（参事官（政策統括官（防災担当）付））の併任を解除する
内閣府事務官（参事官（災害緊急事態対処担当）（政策統括官（防災担当）付））に転任させる
（国土交通省大臣官房付）　国土交通事務官　皆川　武士
内閣府事務官（参事官（政策統括官（防災担当）付））の併任を解除する
内閣府事務官（参事官（総括担当）（政策統括官（防災担当）付））に転任させる
（参事官（総括担当）（政策統括官（防災担当）付））内閣府事務官　鈴木　毅
国土交通省に出向させる
（参事官（災害緊急事態対処担当）（政策統括官（防災担当）付））同　小林　弘史
総務省に出向させる（以上八月十七日）
（警察庁長官官房付）　警視監　工藤　陽代
内閣府事務官（大臣官房審議官）に転任させる
（大臣官房審議官）内閣府事務官　松林　高樹
警察庁に出向させる（以上八月二十四日）
（外務省在アメリカ合衆国日本国大使館参事官）外務事務官　室伏　陽貴
内閣府事務官（大臣官房）に転任させる
（日本学術会議事務局参事官（審議第二担当））内閣府事務官　新田　浩史
文部科学省に出向させる（以上八月三十一日）
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　村上　顯樹
内閣府事務官（国際平和協力本部事務局長）に昇任させる
（国際平和協力本部事務局長）　内閣府事務官　森川　徹
外務省に出向させる
（国土交通省国土政策局計画官）　国土交通事務官　山岸　圭輔
内閣府事務官（経済社会総合研究所景気統計部長）に転任させる
（文部科学省大臣官房付）　文部科学事務官　渡邊英一郎
内閣府事務官（大臣官房参事官）の併任を解除する
内閣府事務官（日本学術会議事務局参事官（審議第二担当））に転任させる
（経済社会総合研究所景気統計部長）　内閣府事務官　石井　達也
大臣官房に配置換する
（大臣官房）　同　須藤　圭亮
経済社会総合研究所上席主任研究官に配置換する
内閣府本府規制改革推進室参事官に併任する
（原子力規制委員会原子力規制庁長官官房付）　環境技官　辻本　崇紀
内閣府技官（参事官（地域防災担当）（政策統括官（原子力防災担当）付））に併任する
（同）　同　長谷　弘道
内閣府技官（参事官（地域防災担当）（政策統括官（原子力防災担当）付））の併任を解除する
（大臣官房）　内閣府事務官　室伏　陽貴
消費者庁に出向させる
（経済社会総合研究所上席主任研究官）　同　斎藤　達夫
国土交通省に出向させる（以上九月一日）

官庁報告

公安審査委員会告示配第四号

「平成十二年一月二十八日、公安審査委員会によって、三年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定を受け、平成十五年一月二十三日以降令和六年一月十二日までの間に、三年ごとに、順次同決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」と同一性を有する、「人格のない社団Aleph」の名称を用いる団体」に対する規制処分請求事件について、次のとおり決定したので、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第二十四条第三項により公示する。

令和八年九月十八日

公安審査委員会委員長　團藤　丈士

決　　定

被　請　求　団　体　平成12年１月28日、公安審査委員会によって、３年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定を受け、平成15年１月23日以降令和６年１月12日までの間に、３年ごとに、順次同決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」と同一性を有する、「人格のない社団Aleph」の名称を用いる団体

主たる事務所の所在地　埼玉県越谷市北越谷一丁目20番６号「さくらマンション」101号室

代　表　者　氏　名　高橋　利通
昭和33年７月23日生（当68年）
職　業　団体役員
住　所　大阪府大阪市生野区新今里三丁目10番13号

令和８年７月24日、公安調査庁長官田野尻猛から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「法」という。）第12条第１項前段の規定に基づき、被請求団体に対する法第８条の処分の請求（以下「本件処分請求」という。）があったので、当委員会は、審査の上、次のとおり決定する。

主　　文

１　被請求団体は、令和８年９月21日から起算して６月間、別紙物件目録記載１から15までの土地、建物の使用をしてはならない。
２　被請求団体は、令和８年９月21日から起算して６月間、金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない。

理　　由

第１　本件処分請求の内容等
本件処分請求に係る処分の内容及び請求の原因となる事実等は、令和８年７月24日付け別添１「処分請求書」（以下「本件処分請求書」という。）及び同日付け別添２「令和８年７月24日付け「令和８年７月24日付け処分請求において使用禁止を求める土地又は建物の特定について（通知）」と題する書面について（回答）」（以下「本件通知回答」という。）記載のとおりであり、公安調査庁長官提出に係る証拠書類等の目録は、別添３「証拠書類等一覧表（公安調査庁提出）」記載のとおりである。